

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：福島県					
災害等の種類： 坑外・火災	発生日時： 平成29年11月20日（月） 16時40分頃	罹災者数	死	重	軽	計
			－	－	－	0
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数： 罹災者なし						
罹災程度：－						
<p>【概要】</p> <p>当日15時15分の休憩時間終了後、No. 3ベルトコンベア（BC）を空運転している時、ヘッドプーリー側でベルトの縦裂き（約80m間）が発生した。これにより切断されたベルトがプーリーに噛み込んで過負荷となり過電流継電器が作動して緊急停止した。</p> <p>翌日の早朝から外注業者が復旧作業を行うことになったため、その準備として15時30分頃から作業員7名でBCのカバーを外す作業を行った。</p> <p>16時40分頃、ヘッドプーリー側にいた作業員がテールプーリー側で出火しているのを発見し、出火元へ砂をかけて延焼を防ぐとともに、消火器で消火したところ、16時45分に鎮火した。（消防機関による消火活動なし）</p> <p>ベルト2m程度を延焼したが、その他被害はなかった。</p>						
<p>【原因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベルトの居付きを落とすV型スクレーパーは、スクレーパーのゴムとBCのベルトが接する構造であるが、ゴムが摩耗により無くなり金属部が直接ベルトと接している状態であった。そのため、摩擦熱で金属部が高温となり、BC停止によりベルト上の可燃物（木の葉等）と接触し、燻ぶるように時間をかけ、出火したと考えられる。 ・スクレーパーを点検せず、ゴムが摩耗した状態で使用していた。 						
<p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似災害防止のため、他のスクレーパーの摩耗状態を確認し、交換した。 ・各BC乗り継ぎ部に消火器を設置した（屋外のBCには消火器が設置されていなかった）。 ・毎作業日、スクレーパーを点検することとした。 ・全従業員にて作業手順書及び点検マニュアルの見直しを行い、改善、周知徹底を行う。 ・現在使用中のスクレーパーについて業者と打ち合わせを行い、スクレーパーの素材や構造について検討を行う。 						
<p>【参考情報等】</p> <p>○ベルトコンベアについては、始業時、月次等、定期的に点検を行いましょう。</p>						

○火災を防止するため、消火栓、消火器、消火用砂その他の消火設備は、適切に設けましょう。

○鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。

<鉱山保安法令>

- ・火気の手扱い（鉱山保安法施行規則第 15 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 13 章）
- ・巡視及び点検（鉱山保安法施行規則第 26 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 23 章）

<消防法令>

- ・応急消火義務等（消防法第 25 条）

<労働安全衛生法令>

- ・コンベヤーの点検（労働安全衛生法施行規則第 151 条の 82）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課 佐々木 高谷

電話番号：022-221-4964

図面 1 火災発生箇所

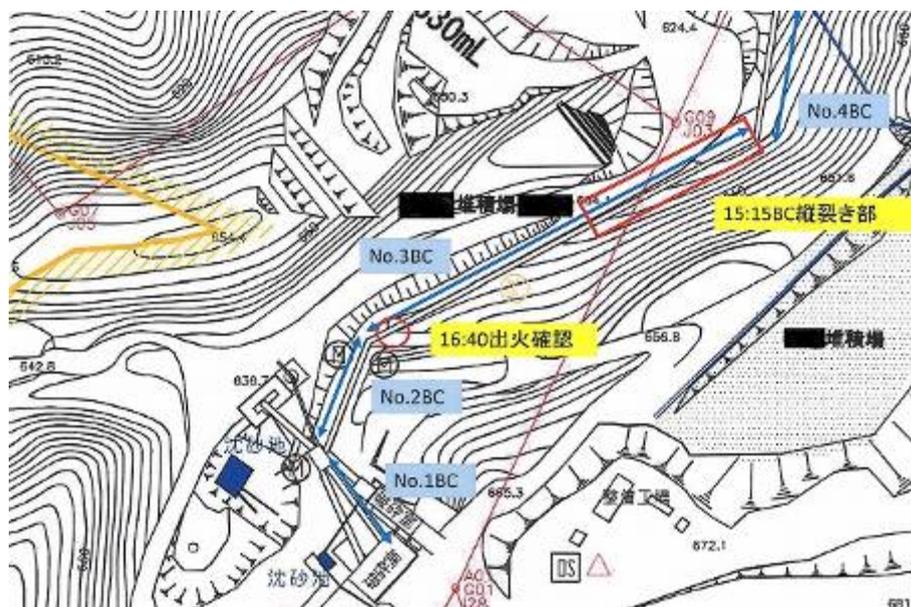


写真 1 出火箇所



写真2 火災発生箇所



写真 スクレーパーとベルトの状況



ベルトが摩耗している。(金属部が直接ベルトに触れていた)